

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

産業廃棄物処理施設の設置許可の申請

(廃棄物対策課)

ページ  
一

号外 (二) 平成十九年十一月一日

## 告示

岐阜県告示第六百三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示し、当該設置許可申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る。）を提出することができる。

平成十九年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
岐阜県海津市平田町三郷四九三番地  
株式会社日本環境管理センター  
代表取締役 牧野 好晃
- 二 産業廃棄物処理施設の設置場所  
岐阜県海津市平田町三郷字中沼四八二番地
- 三 産業廃棄物処理施設の種類  
汚泥の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第 三三〇号）第七条第三号に該当する施設）
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)  
(ときは翌日)

平成十九年十一月一日

